

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年6月2日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等の事情が生じた被保険者に係る第一号保険料の減免を遡及して適用できることとし、及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する介護保険料に係る軽減強化を図るため。

した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、この期限までに申請書を提出できないことについて合理的な理由があると市長が認めるときは、市長は、当該理由を勘案し、別に期限を定めることができる。

(1)～(3) (略)

3 (略)

した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の八幡浜市介護保険条例第11条の規定は令和2年2月1日から、同条例第4条第2項から第4項まで及び次項の規定は令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。